(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第75条第2項及び鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第34条に規定する県の責務を具体的に実施するとともに、社会福祉法人等に対する指導監査に係る結果等の公開によって、社会福祉事業がその公共性を踏まえた適切な事業運営となるよう誘導するとともに、県民が福祉サービスを利用する際の参考とすることを目的として、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 社会福祉法人等 別表の対象の欄に掲げるものをいう。
  - (2) 指導監査 社会福祉法人等に対し、別表の根拠法令の欄に掲げる法令の区分に応じ、それぞれ同表の内容の欄に掲げる事項を実施することをいう。
  - (3) 情報公開 社会福祉法人等に対する指導監査に係る結果等の公開をいう。
  - (4) 監査担当課 指導監査を所掌する課をいう。

(情報公開の対象)

- 第3条 情報公開の対象は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 指導監査における次に掲げる事項(以下「監査結果」という。)
    - ア 実施年月日
    - イ 社会福祉法人等の名称
    - ウ 実地又は書面の別
    - 工 監査担当課
    - オ 文書指摘事項その他改善状況を監査担当課に報告すべき事項
  - (2) 文書指摘事項その他改善状況を監査担当課に報告すべき事項としたものに係る社会福祉法人等からの報告(次条において「改善状況報告」という。)

(情報公開の時期)

第4条 情報公開の時期は、次の表の区分の欄に対応する時期の欄に掲げるとおりとする。

区分	時期	
(1) 監査結果	監査結果を社会福祉法人等に通知後、速やかな時期	
(2) 改善状況報告	監査担当課が改善状況報告を受領し、その内容を確認した後速やかな時期及び	
	次回の指導監査において事実確認を行った後速やかな時期	

(情報公開に係る周知等)

第5条 監査担当課は、情報公開に当たり、次条に基づく方法で公開する旨を、あらかじめ社会福祉法人等に通知するものとする。

(情報公開の方法)

第6条 情報公開は、インターネットの県のホームページへの掲載により行う。

(個人情報等の保護)

- 第7条 情報公開に当たっては、鳥取県情報公開条例第9条第2項各号に規定する情報は、公開しない。
- 2 監査担当課は、情報公開に当たっては、特定の個人、社会福祉法人等その他利害関係人(次条第1項において「利害関係人等」という。)の不利益になることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(事実と相違していることの申出)

- 第8条 監査担当課は、情報公開により公にされた情報(以下この条において「公開情報」という。) について 利害関係人等から事実と相違している旨の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認める ときは、速やかに当該公開情報を修正しなければならない。
- 2 前項の場合において、監査担当課は、当該公開情報を修正した旨を公開するものとする。

(指導監査を省略した場合の取扱い)

- 第9条 監査担当課は、「社会福祉法人指導監査実施要綱」(平成29年4月27日付雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知別添)4(1)又は(2)に基づき会計管理に関する事項の指導監査を省略した場合は、「会計監査及び専門家による支援について」(平成29年4月27日付社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)2(1)①又は②に掲げる書類を公開するものとする。
- 2 前項の書類の公開は、第3条の例による。

(雑則)

第10条 この要領に定めのない事項については、福祉保健部長及び子ども家庭部長が別に定める。

## 別表 (第2条関係)

	77.2 不因 M /							
	根拠法令	内容	対象					
_	一 定期的に監査を実施する社会福祉法人等							
1	社会福祉法第56条第1項	報告の徴収又は立入検査の実施	社会福祉法人					
2	社会福祉法第70条	報告の徴収又は施設等の検査その他	軽費老人ホームを経営する者					
		事業経営の調査の実施						
3	生活保護法(昭和25年法律	報告の命令又は立入検査の実施	保護施設の管理者					
	第144号)第44条第1項							
4	障害者の日常生活及び社会	報告等の命令、出頭の求め又は関係	指定障害福祉サービス事業者又					
	生活を総合的に支援するた	者に対する質問若しくは立入検査の	は指定障害福祉サービス事業者					
	めの法律(平成17年法律第	実施	であった者等					
	123号。以下「障害者総合支							
	援法」という。)第48条第							
	1項							
5	障害者総合支援法第48条第	報告等の命令、出頭の求め又は関係	指定障害者支援施設等の設置者					
	3項において準用する同条	者に対する質問若しくは立入検査の						
	第1項	実施						
6	障害者総合支援法第51条の	報告等の命令、出頭の求め又は関係	指定一般相談支援事業者又は指					
	27第1項	者に対する質問若しくは立入検査の	定一般相談支援事業者であった					
		実施	者等					
7	児童福祉法(昭和22年法律	報告等の命令、出頭の求め又は関係	指定障害児通所支援事業者又は					
	第164号)第21条の5の22	者に対する質問若しくは立入検査の	指定障害児通所支援事業者であ					
	第1項	実施	った者等					
8	児童福祉法第24条の15第1	報告等の命令、出頭の求め又は関係	指定障害児入所施設等の設置者					
	項	者に対する質問若しくは立入検査の	等又は指定障害児入所施設等の					
		実施	設置者等である者等					
9	児童福祉法第34条の5第1	報告の徴収又は関係者に対する質問	障害児通所支援事業等、児童自					
	項	若しくは立入検査の実施	立生活援助事業又は小規模住居					
			型児童養育事業を行う者					
10	児童福祉法第34条の14第1	報告の徴収又は関係者に対する質問	一時預かり事業を行う者					
	項	若しくは立入検査の実施						
11	児童福祉法第34条の18の2	報告の徴収又は関係者に対する質問	病児保育事業を行う者					
	第1項	若しくは立入検査の実施						
12	児童福祉法第46条第1項	報告の徴収又は関係者に対する質問	児童福祉施設の設置者、児童福					

		若しくは立入検査の実施	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
13		報告の徴収又は立入調査の実施	児童福祉施設(保育所又は児童
10	加重個個四個別00米別11米	THE TO SOME TO SERVICE STATE OF THE SERVICE STATE STATE OF THE SERVICE STATE OF THE SERVICE STATE OF THE SERVICE S	厚生施設に限る。)のうち認可
			を受けていない施設の設置者又
			は管理者
14	老人福祉法(昭和38年法律	報告の徴収又は関係者に対する質問 報告の徴収又は関係者に対する質問	養護老人ホーム又は特別養護老
	第133号)第18条第2項	若しくは立入検査の実施	人ホームの長
15	老人福祉法第29条第13項	報告の徴収又は関係者に対する質問	有料老人ホームの設置者若しく
		若しくは立入検査の実施	は管理者若しくは介護等受託者
16	就学前の子どもに関する教	報告の徴収又は関係者に対する質問	幼保連携型認定こども園の設置
	育、保育等の総合的な提供	若しくは立入検査の実施	者又は園長
	の推進に関する法律(平成		
	18年法律第77号)第19条第		
	1項		
	必要に応じて監査を実施する	社会福祉法人等	
1	社会福祉法第70条	報告の徴収又は施設等の検査その他	社会福祉事業(軽費老人ホーム
		事業経営の調査の実施	を除く。)を経営する者
2	障害者総合支援法第81条第	報告等の徴収等又は関係者に対する	障害福祉サービス事業、一般相
	1項	質問若しくは立入検査の実施	談支援事業、特定相談支援事業
			若しくは移動支援事業を行う者
			又は地域活動支援センター若し
			くは福祉ホームの設置者
3	老人福祉法第18条第1項	報告の徴収又は関係者に対する質問	老人居宅生活支援事業を行う者
		若しくは立入検査の実施	又は老人デイサービスセンタ
			一、老人短期入所施設若しくは
			老人介護支援センターの設置者
4	介護保険法(平成9年法律	報告等の命令又は居宅サービス等を	居宅サービス等を行った者又は
	第123号) 第24条第1項	行った者若しくはこれを使用する者	これを使用する者
		に対する質問	
5	介護保険法第76条第1項	報告等の命令、出頭の求め又は関係	指定居宅サービス事業者又は指
		者に対する質問若しくは立入検査の	定居宅サービス事業者であった
		実施	者等
6	介護保険法第90条第1項	報告等の命令、出頭の求め又は関係	指定介護老人福祉施設の開設者
		者に対する質問若しくは立入検査の	若しくはその長その他の従業者
		実施	若しくは開設者であった者等
7	介護保険法第100条第1項	報告等の命令、出頭の求め又は介護	介護老人保健施設の開設者等
		老人保健施設の開設者等に対する質	
	A self-time to NI take for take	問若しくは立入検査の実施	A -th
8	介護保険法第114条の2第	報告等の命令、出頭の求め又は介護	介護医療院の開設者等 
	1項	医療院の開設者等に対する質問若し	
		くは立入検査の実施	
9	健康保険法等の一部を改正	報告等の命令、出頭の求め又は関係	指定介護療養型医療施設の開設
	する法律(平成18年法律第	者に対する質問若しくは立入検査の	者若しくは管理者、医師その他
	83号) 附則第130条の2第1	実施	の従業者若しくは開設者であっ

業者又事業者
事業者
業を行
設の長
者
び児童
ち認可
置者又
業を行
う者

## 附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行し、令和5年度の指導監査から適用する。ただし、第2条の改正規定 (別表の二の9項(指定介護療養型医療施設に関する事項)を削る改正)は、令和6年4月1日から施行する。